

三重県小中学校長会会則

(名称及び事務局)

第 1 条 本会は、三重県小中学校長会と称し、事務局を三重県教育文化会館におく。

(目的)

第 2 条 本会は、会員相互の緊密な連携によって、小学校・中学校及び義務教育学校に共通する諸問題の解決につとめ、本県義務教育の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学校の管理運営に関すること。
- (2) 教育諸問題の審議と対応に関すること。
- (3) 教育上必要な調査・研究に関すること。
- (4) 教育振興に関する世論の喚起に関すること。
- (5) 教育行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第 4 条 本会は、三重県公立小中学校長及び義務教育学校長をもって組織する。

2 三重大学教育学部附属小・中学校及び特別支援学校副校長は、会員となることができる。

(役員)

第 5 条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 幹事 6名

第 6 条 本会に、理事及び監事をおく。

- (1) 理事 第9条(2)による。
- (2) 監事 2名

第 7 条 役員・理事及び監事の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 幹事 会務を分掌する。
- (4) 理事 重要案件を審議し執行する。
- (5) 監事 本会の経理監査を行う。

第 8 条 役員・理事及び監事の任期は1年とする。但し、再任を防げない。

2 補欠役員・理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員・理事及び監事は、任期の満了後も、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第 9 条 本会の役員・理事及び監事は、次の方法により選出する。

- (1) 会長・副会長・幹事は、総会で決定する。

- (2) 理事は、各郡市または地区の小中学校長会・中学校長会から、それぞれ原則として1名を選出する。
- (3) 監事は、理事会において会員中から選考し、総会の承認を受ける。
- (4) 役員及び監事の欠員が生じたときは、第1号の規定にかかわらず理事会で選出する。

(機 関)

第10条 本会は、次の会議を持つ。

総会・理事会・役員会・専門委員会・小学校部会・中学校部会

- 2 総会・理事会・役員会は、会長が招集する。
- 3 専門委員会は、委員長が、部会は、部会長が招集する。
- 4 会議は、すべて構成員の3分の2をもって成立し、その過半数をもって決する。但し、委任状をもって出席にかえることができる。
- 5 会長は、必要に応じて郡市会長会議を開催することができる。

第11条 総会は、毎年1回開催する。但し、理事会が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

- 2 総会は代議員をもって構成し、代議員は会員の3分の1とする。
- 3 総会は、本会の最高決議機関であって、次の事項を審議する。
 - (1) 活動方針及び事業の決定
 - (2) 予算の議決及び決算の承認
 - (3) 教育に関する重要事項の協議
 - (4) 第9条による役員を選出と監査の承認
 - (5) 会則の変更
 - (6) その他本会運営上の重要事項

第12条 理事会は、役員・理事・専門委員長及び部会役員をもって構成し、次の事項を行う。

- (1) 総会決議事項の執行
- (2) 総会に提出する案件の審議
- (3) 予算更正その他重要事項の処理

第13条 役員会は、役員をもって構成し、次の事項を行う。

但し、会長が必要と認めたときは、関係理事・専門委員長及び部会役員を招集することができる。

- (1) 本会事業の企画調整
- (2) 理事会より委任された事項の処理
- (3) その他緊急事項の処理

第14条 本会の事業を執行するため、専門委員会をおき、その種別及び構成は、理事会が決定する。

- 2 専門委員は、理事会で選出する。

第15条 前条の専門委員会の規定は別に定める。

- 2 前項の規定の制定は理事会が行う。

第16条 小学校部会及び中学校部会の規定は別に定める。

- 2 前項の規定の制定は理事会が行う。

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局の規定は、別に定める。
- 3 前項の規定の制定は理事会が行う。

(会計)

第18条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

- 2 会費は、総会の決議により定める。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

付 則

- 1 この会則は、三重県小学校長会会則及び三重県中学校長会会則を廃止し、三重県小中学校長会会則を改正し、平成14年4月26日より実施する。
- 2 平成18年4月25日 一部改正（第6条（1）、第10条3項一部改正）
- 3 平成23年4月21日 一部改正（第4条 2）
- 4 平成24年4月24日 一部改正（第10条 2）
- 5 平成29年4月25日 一部改正（第2条、第4条）

三重県小中学校長会部会規定

第1条 会則第16条の1に基づいて、小学校部会、中学校部会の規定を定める。

- 2 本会の会員は、小学校部会又は中学校部会のいずれかの部会に属する。

(目的)

第2条 部会は本会の目的を達成するための活動を推進し、おおむね次のことを行う。

- (1) 教育研究活動の推進
- (2) 学校教育の刷新、連絡調整
- (3) 東海・北陸、全国校長会、その他関係機関との連絡・提携
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

(役員)

第3条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
小、中学校部会長は、本会正副会長があたる。ただし、全国校長会等県外に限り、小学校長会長・中学校長会長の役員名を使用することができる。
- (2) 副部会長 2名
本会副会長があたる
- (3) 幹事 3名
本会幹事があたる。

(役員の仕事)

第4条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 部会長 部会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副部会長 部会長を補佐し、部会長事故あるときは、その任務を代行する。
- (3) 幹事 会務を分掌する。

(役員任期)

第 5 条 役員任期は1年とする。ただし、再任を防げない。

(役員会)

第 6 条 役員会は役員をもって構成し、次の事項を行う。

- (1) 目的を達成するための事項及び緊急事項の執行。

(理事会)

第 7 条 理事会は本会の理事があたる。

(会計)

第 8 条 部会の経費は、本会の負担とする。

付 則

- 1 この規定は平成14年4月26日から実施する。
- 2 平成18年4月25日 一部改正（第3条（1）・（2）、第4条（1）・（2）一部改正、第7条一部挿入）

三重県小中学校長会専門委員会規定

第 1 条 この規定は、会則第15条に基づく専門委員会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 専門委員会は、次の事項について、理事会の承認を得て活動を推進する。

- (1) 学校経営に関すること。
- (2) 進路指導に関すること。
- (3) 生徒指導に関すること。
- (4) 広報に関すること。
- (5) その他必要と認めること。

第 3 条 専門委員の任期は1年とし、再任を防げない。

第 4 条 専門委員会は、種別ごとに委員の互選によって、委員長・副委員長・書記をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 書記 1名

第 5 条 委員長・副委員長・書記の任務は次のとおりとする。

- (1) 委員長 委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長 委員長を補佐し、委員長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 書記 議事を記録し、保管する。

第 6 条 専門委員は、会長の要請があれば、理事会に出席して、その属する事項について意見をのべることができる。

第 7 条 専門委員会は、必要に応じ各地区校長会の意見を聴取することができる。

第 8 条 委員会の経費は、本会の負担とする。

付 則

1 この規定は、昭和 46 年 2 月 27 日から実施する。

2 平成 14 年 4 月 26 日改正

三重県小中学校長会事務局規定

第 1 条 三重県小中学校長会会則第 1 7 条第 2 項の規定により本規定を定める。

第 2 条 事務局に事務局長・事務局次長・事務局職員をおく。

第 3 条 事務局長・事務局次長・事務局職員は会長が任免し、理事会の承認を受ける。

第 4 条 事務局長・事務局次長は会長の命によって会務についての事務をつかさどる。

第 5 条 事務局職員は事務局長の命によって事務に従事する。

付 則

1 この規定は、平成 14 年 4 月 26 日から実施する。

2 平成 18 年 4 月 25 日 一部改正（第 2 条、第 3 条、第 5 条一部改正）

三重県小中学校長会慶弔慰規定

第 1 条 三重県小中学校長会の会員に慶弔慰あるときは、この規定による。

第 2 条 各郡市理事は、本規定の該当者があるとき、会長に報告し、会長は次の条により処理する。

第 3 条 会員の慶弔慰は、次の基準による。

1 会員退職の場合

感謝状および記念品を贈る。

2 会員死亡の場合

弔慰金 50,000 円と供花又は供物を贈る。

3 会員傷病の場合

療養が長期（2 週間以上）に及ぶとき、見舞金 10,000 円を贈る。

4 会員の家族が大きな災害を受けた場合、見舞金 10,000 円を贈る。

（火災・風水害・地震等による災害を主とする。）

5 会員が職務上の事故により、著しく精神的打撃を受けた場合、

見舞金 10,000 円を贈る。

6 会員の勤務校が大きな災害を受けた場合、見舞金 10,000 円を贈る。

7 その他緊急に必要な場合、会長で処理し、理事会に報告する。

第 4 条 この経費は、特別会計として必要に応じて会員より拠出する。

第 5 条 この規定の会計は、毎年度末監査を受け、総会に報告する。

第 6 条 この規定の改正は、理事会で決定し、総会に報告する。

付 則

1 会員以外にて、特に必要と認められる慶弔慰については、会長において処理し、理事会に報告する。

2 この規定は昭和 42 年 4 月 1 日より実施する。

3 昭和 48 年 5 月 1 日 一部改正第 3 条 6 項削除（会員海外出張の場合の餞別）

4 昭和 54 年 4 月 1 日 一部改正（第 3 条 3 項一部改正、第 3 条 5 項・7 項挿入）

5 平成 19 年 4 月 26 日 一部改正（第 3 条 3 項一部改正）

三重県小中学校長支援に関する規約

（目 的）

第 1 条 この規約は、三重県小中学校長会の会員（以下「会員」という。）が、学校運営上の職務に起因して訴訟等を提起された場合、相互扶助の精神に基づき、会員の精神的・経済的支援を行うための資金及びその運用について必要な事項を定める。

（支援対象）

第 2 条 会員の学校運営上の職務に起因し、個人を対象とした訴訟に適用する。

2 会員の在職中の訴訟については、退職後もこの規約を適用する。

（支援の制限）

第 3 条 次のいずれかに該当するときは、支援を行わない。

（1）訴訟内容が会員の故意または重大な過失に基づくとき。

（2）訴訟内容が管理者として、倫理に反する行為に基づくとき。

（支援の申請）

第 4 条 支援を必要とする会員は、「支援金申請書」に訴状の写しを添え、当該地区小中学校長会長を通じて、三重県小中学校長会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

（支援の決定）

第 5 条 会長は、第 4 条の申請があった場合には、審査会に諮り、その可否を決定し、申請者に通知する。

（審査会）

第 6 条 審査会は、必要に応じて会長が設置し招集する。

2 審査会は、理事会において会員中より選出された、次の各号の委員をもって構成する。

（1）三重県小中学校長会役員より 2 名

（2）同代表者会理事より 5 名

（3）その他適当な者、若干名

（緊急措置）

第 7 条 第 5 条の規定に関わらず、審査会の設置以前に、事態により緊急を要する場合に

は、会長はこの規約に従い適切な措置をとることができる。

(当該訴訟の報告)

第 8 条 支援を受けた会員は、訴訟が終了次第「訴訟終了届」に判決書の写しを添えて、会長に届けなければならない。

(支援金の返還)

第 9 条 支援を受けた会員は、訴訟終了後 6 か月以内に支援金（支援金は無利子とする。）を返還しなければならない。

2 当該会員より返還免除の申し出があったときは、会長が審査会に諮り、その可否を決定の上、当該会員に通知する。

(経 費)

第 10 条 この規約に必要な経費は、会員の拠出金、その他をもってこれにあてる。

2 拠出金は、必要に応じて会員から徴収する。

(改 正)

第 11 条 この規約の改正は総会で行う。

付 則

- 1 この規約は平成 15 年 4 月 25 日から施行する。
- 2 三重県小中学校長会救援等に関する規約（昭和 54 年 9 月 7 日施行）は、廃止する。
- 3 平成 20 年 4 月 24 日 一部改正（目的一部改正）